

京都市告示第 319号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年10月20日

京都市長 榎本頼兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
桂経4号線	西京区桂上野北町27番地地先内	告示の日
桂経61の1号線	西京区上桂東ノ口町4番地の2地先から 同区上桂北村町35番地の1地先まで	〃
桂緯5号線	西京区桂上野西町21番地の3地先から 同区上桂北ノ口町41番地地先まで	〃
桂緯25号線	西京区桂徳大寺町76番地地先から 同町48番地地先まで	〃
桂緯36号線	西京区桂徳大寺町27番地地先から 同町41番地の2地先まで	〃
	西京区桂後水町17番地の2地先から 同区桂大縄町8番地の2地先まで	〃
桂緯39号線	西京区桂徳大寺町13番地地先から 同町12番地の1地先まで	〃
	西京区桂河田町10番地の2地先から 同区桂後水町12番地の6地先まで	〃
松尾経11号線	西京区松尾東ノ口町3番地の2地先から 同町2番地の1地先まで	〃

(建設局道路部道路明示課)